3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　参加表明者の経験及び能力
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　基本的な実施手順、社内バックアップ体制
⑵　特定テーマに対する技術提案（適確性、実現性及び独創性）
テーマ：橋種の異なる橋梁について、本業務を定められた期間内に適切に完了させるための技術提案
5　手続等
⑴　担当部署　〒983―8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡１－１－１　ＪＲ仙台イーストゲートビル12階　東日本高速道路株式会社　東北支社　技術部　調達契約課長代理　石川　総一　電話022―395―7641　電子メールアドレス　ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
⑵　関係書類の取得期間及び方法
①　取得期間　入札公示日から令和５年１月11日（水）までとする。
②　取得方法　ＮＥＸＣＯ東日本ホームページから取得すること。
⑶　参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法
①　提出期間　入札公示日から令和５年１月11日（水）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで。
②　提出場所　記５⑴に同じ。
③　提出方法　本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、公示に基づき参加表明書を作成し、電子メール又は郵送（書留郵便又は信書便）により提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。（なお、提出期間後の参加表明書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足がない様十分確認の上、提出すること。）
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　技術提案書の提出要請日から令和５年３月７日（火）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで。
②　提出場所　記５⑴に同じ。
③　提出方法　記５⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　個別契約時の指示による。
⑶　契約書作成の要否
基本契約　要
個別契約　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は、記５⑴に同じ。
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　その他詳細はホームページに掲載する公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : TANAKA Hiroyuki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Basic contract for seismic reinforcement design for bridges of Iwaki Operation Office Jurisdiction
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 11 January, 2023
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 7 March, 2023
⑹　Contact point for tender documentation : ISHIKAWA Souichi, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1―1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983―8477 Japan
TEL 022―395―7641
E-mail : ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

資　　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和４年国土交通省告示第827号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和３・４年度及び令和５・６年度を有効期間とする国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和４年12月12日

国土交通省大臣官房会計課長　須藤　明夫
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
船木　　隆

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和３・４年度及び令和５・６年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。
［注］
経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。
⑵　令和３・４年度及び令和５・６年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望するものであって建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。
2　再認定の受付時期及び場所
令和３・４年度を有効期間とする競争参加資格については、令和５年１月１日から令和５年２月15日まで、令和５・６年度を有効期間とする競争参加資格については、令和５年４月１日から令和５年６月30日までの間に、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記１に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記１に定める提出場所において、申請を受け付ける。